

H26. 7. 4. №1325 **静岡県漁業協同組合連合会 2**054-254-6011 Fax054-253-9343 編集・発行=指導部漁業振興課 URL:http://www.jf-net.ne.jp/sogyoren/

1. 平成 26 年度漁協組合長会議を開催

本会は、6月27日(木)県水産会館5階大会議室において平成26年度漁協組合長会議を開催しました。当会議は、例年11月に開催されていましたが、本年度は、県の予算編成時期を考慮し、開催時期を11月から6月に前倒して開催されました。当日は、県内各漁協組合長のほか、水産関係団体の代表者が出席、来賓として静岡県経済産業局水産業局の藤田晋吾局長と農林中央金庫名古屋支店日山千彰様のご臨席を仰ぎ、出席者39名で開催されました。議事に先立ち、県漁連荒川会長より「依然として厳しい漁業環境の中、漁業者の経営安定対策事業の継続推進、漁協経営基盤強化のための要改善漁協に対する経営改善計画の進捗管理と合併漁協に対する事後指導の強化、漁協職員の人材育成研修の実施を重点推進事項として、指導事業に日々取組み、県域系統組織の中核として一層の機能発揮ができるよう努める」との挨拶があり、藤田晋吾水産業局長の来賓挨拶のあと議事に入りました。

会議では、県漁連鈴木指導担当参事より、昨年度漁協組合長会議の要望事項に対する実行報告と各地区から提案された本年度施策要望並びに来年度県水産予算編成に対する要望事項の全項目についての説明がありました。その後、本年度要望事項として選択された平成26年度水産施策要望(5項目)、平成27年度県水産予算要望(4項目)の要望書(案)が朗読され、審議の結果、全事項に関し全員一致で可決承認されました。また、会議終了後、開催された漁協組合長会議実行委員会においても全項目可決承認されました。要望書は県漁連・信漁連両連の会長、副会長、専務が県へ提出することとなっています。

2. サクラエビ春漁終了 不漁で水揚げ減少

3月24日に始まった駿河湾特産サクラエビの春漁が6月9日夜に終了し、今春の漁獲量がまとまりました。由比・大井川2市場の総水揚数量は720トンで昨春より122トン減少、過去10年間で2番目に少ない水揚げ水準となりました。

今期春漁は、黒潮の蛇行による低海水温や悪天候などの影響で不漁が続き、漁期を5日間延長する処置が取られたものの、出漁日数は昨年より6日少ない19日間でした。また、水揚数量が少なかったことが、単価を押上げ1ケース当りの平均価格は約42,000円(税抜)となり、昨春を8千円程上回る結果となりました。シーズン序盤は不漁の影響で5万円前後の高値が続いたものの、中盤以降は3万7千円前後で推移、水揚高は、減少したものの総売上高は約20億円となり、昨春より約8千万円増加しました。

3. ニホンウナギ、絶滅危惧種に指定

世界の科学者らで組織する I U C N (国際自然保護連合)が、絶滅の恐れがある野生生物を指定する「レッドリスト」の最新版に、ニホンウナギを加えたことを発表しました。指定の理由には生息地の減少や過剰な捕獲などが挙げられ、さらに環境汚染や海流の変化も考慮

安全・安心な水産物供給と活力ある漁業づくりに努めよう

自立漁協の構築に向け合併・事業統合を進めよう

したとされています。今回、ニホンウナギは『絶滅危惧1B類』に指定されており、「近い将来における野生での絶滅の危険性が高い」と定義され、絶滅危惧種の3区分のうち危険度で2番目に該当します。IUCNのレッドリストは、最も権威のある絶滅危惧種の評価資料とされていますが、指定には何ら法的拘束力はありません。しかし、野生生物の国際取引を規制するワシントン条約が保護対策の参考にしていることから、2016年に開催予定であるワシントン条約の締約国会議において参加国がニホンウナギの保護を提案すれば、同条約の規制対象になる公算は大きく、輸出の際に輸出国の政府許可証が必要となったり、商業目的の国際取引が禁じられる可能性もあり、消費するウナギの多くを輸入に頼る日本では、取引価格の上昇を招くことも懸念されます。

現在、ニホンウナギは日本をはじめ中国、韓国など東アジアに広く分布していますが、人工ふ化が実用化されておらず、天然のシラスウナギを漁獲し育てています。個体数の減少を受け、2013年2月には日本の環境省のレッドリストで絶滅危惧種に指定されています。

4. 海の事故ゼロキャンペーンを実施 公益社団法人 日本海難防止協会

公益社団法人日本海難防止協会では、海難事故を防止するため、船舶所有者、漁業関係者、マリンレジャー関係者など船舶運航に直接関わる方はもとより、海運、漁業活動の恩恵を享受する国民にも海難防止に関心を持ってもらうことを目的とし、本年も海上保安庁、海上保安協会との共催により、7月16日(水)から7月31日(木)までの間、「海難ゼロへの願い」をスローガンに、全国海難防止強調運動〈海の事故ゼロキャンペーン〉を実施します。本年度は①見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進②プレジャーボートの発航前点検の徹底③ライフジャケットの常時着用など自己救命策の確保の3項目を重点事項とし、官民一体で海難防止活動に取組みます。

5. 漁業無線機器の整備と通信訓練の実施 静岡県超短波漁業無線協会

現在使用している漁業無線機器のうち、製造年月日が、平成 19年 11月 30日以前の無線機器は、平成 34年 12月1日以降は、しようが出来なくなります。これは、世界無線通信会議において無線通信規制のスプリアス発射(必要周波数帯の外側に発射される不要な電波)の許容量が改正されたのを受けて、総務省が、平成 17年 12月1日に無線整備規制を改正したものです。県内で使用されている漁業無線機器も大半が平成 19年以前に製造されており、平成 34年 11月 30日までには買い替えが必要となります。これを受け、静岡県超短波漁業無線協会は、平成 26年 2月 28日「静岡県超短波漁業無線海難救助活動組織」を設立、水産庁事業「水産多面的機能発揮対策事業」の中の「国民の生命・財産の保全」メニューを活用して、海岸局用の無線機器整備と当該機器を活用した通信訓練を行うこととしています。今後、年間スケジュールに沿って、①各海岸局に新基準適合の無線機を整備・設置(21局を想定)②整備した無線機器を使用した通信訓練と通信状況調査を実施します。

なお、前述の水産庁補助事業を活用するためには、各海岸局が、10 年間、静岡県超短波 漁業無線海難救助活動組織から無線機器の貸与を受け、当該訓練を行うことが条件となって います。

漁協系統事業の全利用運動を進め組織の強化を図ろう